

「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス in 大阪」公募要領等にかかる質問

No.	項目	質問内容	回答
1	応募書類について	添付書類の「障害者雇用状況報告書の写し」については、報告義務のあるかたのみ提出くださいとあるが、何に対しての報告義務を指しているのか。	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「常時労働者数が50人以上の事業主は毎年6月1日現在における障害者の雇用の状況を厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に報告しなければならない。」と定められています。